

松阪市と名古屋工業大学との包括的な連携協力に関する協定書

松阪市と名古屋工業大学は、相互の連携協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、松阪市及び名古屋工業大学が包括的に密接な連携と協力を図ることにより、相互の発展に資することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 松阪市及び名古屋工業大学は、次に掲げる事項について連携協力を行う。

- （1） 市の施策の推進や地域の課題解決に関すること。
- （2） 防災や危機管理に関すること
- （3） 土木、建設分野における実証実験など学術研究・技術研究に関すること。
- （4） 都市計画、地域公共交通に関すること。
- （5） 情報化に関すること。
- （6） 教育・生涯学習に関すること。
- （7） 地域参加及び地域交流に関すること。
- （8） 地域社会の活性化のための協働のまちづくりに関すること。
- （9） 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要となる事項。

（連携協力の推進）

第3条 前条の連携協力を円滑かつ効果的に推進するため、甲乙それぞれに連絡調整を行う担当部署を定めるものとし、情報共有を図ることとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1月前までに松阪市と名古屋工業大学のいずれからも異議の申し出がない場合は、有効期間をさらに1年間継続するものとし、その後もまた同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、双方が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方が署名の上、各自その1通を保有する。

令和7年12月24日

三重県松阪市殿町1340番地1
松阪市
市長

竹上真人

愛知県名古屋市昭和区御器所町
名古屋工業大学
学長

小畑誠